

議案第 5 5 号

職員の退職手当に関する条例及び職員の再任用に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

職員の退職手当に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のように制定する。

平成 27 年 8 月 31 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）による地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

職員の退職手当に関する条例及び職員の再任用に関する条例の
一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和31年羽曳野市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項」を「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項」に改める。

(職員の再任用に関する条例の一部改正)

第2条 職員の再任用に関する条例(平成13年羽曳野市条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)附則第7条の3第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

新旧対照表

新	旧
<p>第 1 条関係 職員の退職手当に関する条例</p> <p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第 3 条 1 省略</p> <p>2 前項に規定する者のうち傷病(厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 47 条第 2 項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第 2 項並びに第 5 条第 1 項及び第 2 項において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第 12 条第 1 項各号に掲げる者を含む。)に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>第 1 条関係 職員の退職手当に関する条例</p> <p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第 3 条 1 省略</p> <p>2 前項に規定する者のうち傷病(地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)第 84 条第 2 項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第 2 項並びに第 5 条第 1 項及び第 2 項において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第 12 条第 1 項各号に掲げる者を含む。)に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>以下省略</p>
<p>第 2 条関係 職員の再任用に関する条例</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 省略 (特定警察職員等への適用期日)</p> <p>第 2 条 <u>厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)附則第 7 条の 3 第 1 項第 4 号</u>に規定する特定警察職員等(附則第 4 条において「特定警察職員等」という。)である者については、平成 19 年 4 月 1 日から、改正法による改正後の法第 28 条の 4 から第 28 条の 6 まで及びこの条例第 2 条から第 4 条までの規定を適用する。</p> <p>以下省略</p>	<p>第 2 条関係 職員の再任用に関する条例</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 省略 (特定警察職員等への適用期日)</p> <p>第 2 条 <u>地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)附則第 18 条の 2 第 1 項第 1 号</u>に規定する特定警察職員等(附則第 4 条において「特定警察職員等」という。)である者については、平成 19 年 4 月 1 日から、改正法による改正後の法第 28 条の 4 から第 28 条の 6 まで及びこの条例第 2 条から第 4 条までの規定を適用する。</p> <p>以下省略</p>